

1 大気汚染防止法の改正（環境省中央環境審議会答申概要：参考1参照）

(1) 特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業の際の石綿飛散防止

ア 規制対象

特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等工事も含め、規制対象とする。

イ 作業基準

(ア) 石綿含有成形板等

原形のまま取り外すことが困難な場合についての養生、湿潤化等の飛散防止措置を作業基準として定める。

(イ) 石綿含有仕上塗材

塗材の施工方法にかかわらず、また、下地調整材も同一の取扱いとし、新たな作業基準を設ける。（法届出対象外作業とする。）

(2) 事前調査の信頼性の確保

- ・事前調査の方法を法令上に位置付ける。
- ・施工者が都道府県等に報告を行うことを義務づける。

(3) 石綿含有建材の除去等作業が適切に行われたことの確認

- ・計画どおり適切な飛散防止措置が取られていたこと及び作業終了後に石綿の取り残しがないことの確認を作業基準に位置付け、施工者が行う。

(4) 特定粉じん排出等作業中の石綿漏えいの有無の確認

- ・隔離場所からの漏えい監視の強化として、(ア)及び(イ)の確認の頻度を増やす。
 - (ア) 集じん・排気装置の正常な稼働
 - (イ) 前室における負圧の状況

(5) 作業基準遵守の強化

- ・作業基準違反への直接罰の創設を検討する。
- ・下請事業者にも作業基準の遵守義務を適用する。

⇒法の施行は公布から1年以内の政令で定める日(事前調査の報告のみ2年以内)

2 石綿障害予防規則等の改正について（厚生労働省中間とりまとめ結果概要）

(1) 事前調査の充実・強化

- ・建築物の解体・改修工事開始前の、石綿の使用の有無に関する事前調査を行う者は、一定の講習を修了した者またはそれと同等以上の知識・経験を有する者でなければならない。
- ・事前調査については、必ず現地調査を行わなければならない。
- ・事前調査結果を現場に備え付けなければならない。
- ・事前調査結果は、40年間保存しなければならない。

(2) 事前調査結果等の届出の新設

以下の基準に該当する工事は、石綿含有の有無に関わりなく、原則として電子届により、事前調査結果等を労働基準監督署に届出なければならない。

- ・解体工事部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事
- ・請負金額が100万円以上である建築物の改修工事

改正概要

建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け及び作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策を一層強化する。

<石綿含有建材の種類>

吹付け石綿(レベル1)



石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)



その他の石綿含有建材(成形板等)(レベル3)



現状・課題

主な改正事項

<課題1>

規制対象となっていない石綿含有成形板等(レベル3)の不適切な除去により石綿が飛散

<規制対象>

全ての石綿含有建材に拡大
(現状の規制対象の除去作業(約1万6千件)の5~20倍増)

【工事の流れ】

事前調査

- ・石綿含有建材の使用の有無を調査
- ・調査結果を発注者に説明

- 一定規模以上等の建築物等について **石綿含有建材の有無にかかわらず調査結果の都道府県等への報告**の義務付け
※ 環境省と厚生労働省が連携し電子システムによるコネクテッド・ワンストップ化。制度開始時より運用。
- **調査方法を法定化**
※ 一定の知見を有する者による書面調査、現地調査等
- **調査に関する記録の作成・保存**の義務付け

※ レベル3については、相対的に飛散性が低いこと、除去等作業の件数が膨大となり都道府県等の負担を考慮する必要があることから、届出対象とはせず、作業基準等の規制の対象とする。

- **隔離等をせずに吹付け石綿等の除去作業**を行った場合等の**直接罰の創設**
- **下請負人を作業基準遵守義務**の対象に追加

- **作業結果の発注者への報告**の義務付け
- **作業記録の作成・保存**の義務付け
※ 一定の知見を有する者による作業終了の確認

- 都道府県等による立入検査の対象を拡大
- 災害時に備え、国や都道府県等は建築物等の所有者等による建築物等への石綿含有建材の使用の有無の把握を後押しすること等に努める。

※ 改正法の施行期日

- ・下記以外の規定: 公布の日から1年以内で政令で定める日
- ・調査結果の報告: 公布の日から2年以内で政令で定める日

<課題2>

▼不適切な事前調査による石綿含有建材の見落とし(見落とされた現場の都道府県等による把握が困難)

レベル1・2あり

レベル1・2なし

届出

- ・作業内容を都道府県等に届出

解体等工事

石綿含有建材の除去等作業

(特定粉じん排出等作業)

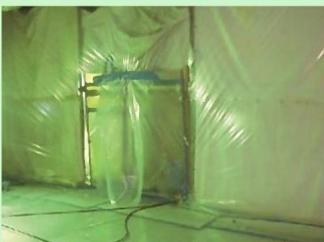
- ・作業基準の遵守義務
→作業基準適合命令等
→命令違反への罰則

<課題3>

▼短期間の工事の場合、命令を行う前に工事が終わってしまう

<課題4>

▼不適切な作業による石綿含有建材の取り残し



隔離措置の様子



吹付け石綿の除去作業の様子

(KPI) ・事前調査結果の都道府県等への報告は、原則として電子システムによるものとする。
・事前調査を行う一定の知見を有する者について、3年程度で30万人~40万人程度の育成に向け取り組む。